

安心して暮らせる

◆基本施策

- 施策3 環境に配慮した社会づくり…49P
- 施策4 廃棄物の適正処理と再資源化…53P
- 施策5 緑のまちづくりの推進…55P
- 施策6 土地利用と住環境の充実…57P
- 施策7 公共交通の充実と離島振興…60P
- 施策8 道路環境の整備…62P
- 施策9 生活排水処理施設の整備…64P
- 施策10 災害に強い都市基盤の整備…66P
- 施策11 危機管理体制の強化…68P
- 施策12 消防・救急体制の充実…71P
- 施策13 交通安全・生活安全の充実…73P

◆重点的取組

- 重点的取組3 快適な生活基盤を整える…132P
- 重点的取組4 災害に強いまちをつくる…134P

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 地球温暖化など環境に配慮した事業活動や日常生活における環境保護の視点が必要となっています。
- 丸亀市の豊かな自然環境を未来に残すためには、環境保護及び保全活動を推進するとともに、次世代を担う子どもたちが環境や自然の大切さについて遊びや学習を通じて理解を深めることが重要です。
- 今後も地球規模ですすむ温暖化対策のため、省エネルギー化や再生可能エネルギーの使用など、さらなる環境負荷を軽減する取組を今後も進める必要があります。

目指す姿

- 環境の教育や美化活動を通じて、市民一人ひとりの環境保護意識の高揚を図り、地球環境にやさしいまちを目指します。

(2) 施策の展開

①自然共生社会の構築

- ▶自然が環境に果たす役割や、自然を保護する取組についての理解を深めるため、水辺や里山など身近な自然に親しむイベント等を充実します。
- ▶森林資源については、造林、除草など適切な維持管理により、山地災害の防止を図るとともに、多様な生き物の生息空間の確保に努めます。

②安全な生活環境の確保

- ▶土器川などの主要河川や、ため池、海域の水質調査を継続して実施し、水質の現状把握に努めるとともに、関係機関と協力して水質改善に向けた取組を推進することで、安全できれいな水環境の確保に努めます。
- ▶大気環境や騒音に関する調査についても継続的に実施し、測定値の監視を行います。また、工場・事業所等による環境汚染を防止する指導を徹底するとともに、日常生活における近隣への迷惑防止の啓発など、安全で穏やかな暮らしの確保に努めます。

③地球温暖化対策の推進

- ▶太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー※の利用促進や、省エネルギー化の推進により、エネルギーの有効活用を図ります。
- ▶環境保全率先実行計画のもと、照明・空調等の運用の適正化や、設備更新時の省エネルギー対策など、市役所自らが率先して環境負荷の少ない持続可能なまちづくりに取り組みます。

④環境にやさしい人づくりと協働の仕組みづくり

- ▶地域住民、コミュニティ、事業者、NPO法人など多様な主体による環境保全活動の支援・促進に努めます。
- ▶市民一人ひとりの環境保全に対する意識が高まるよう、環境保全に関わる広報活動を行うとともに、環境学習を積極的に推進します。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「海、河川、山林などの自然環境の保全」に対する市民満足度	59.3% (2015年度)	▲ (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
「省エネルギーや再生可能エネルギー※使用の推進」に対する市民満足度	49.0% (2015年度)	▲ (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
生物多様性に関する市民認知度	20% (2014年度)	25%	県政モニターアンケートによる認知度
環境に関する教育・啓発イベントの年間件数	8件 (2015年度)	10件	各年度における、環境に関して市が実施するイベントの回数
河川のBOD※環境基準適合率	71.4% (2015年度)	現状維持	7地点での水質測定により基準を満たしている箇所割合
環境騒音の環境基準適合率※ ①一般地域 ②道路に面する地域	①100% ②70% (2015年度)	①現状維持 ②改善向上	①5測定局②10測定局での騒音測定により基準を満たしている箇所割合
住宅用太陽光発電システム設置費補助件数	1,815件	2,900件	設置補助の開始時からの累計補助件数

※再生可能エネルギー：「絶えず資源が補充されて枯渇しないエネルギー」「利用する以上の速度で再生するエネルギー」のこと。

※BOD：(英：Biochemical Oxygen Demand:生物化学的酸素要求量)とは、水中の有機物を好気性バクテリアが酸化分解するのに要する酸素量であり、河川の水質指標として用いられるもの。

※環境騒音の環境基準適合率：工場騒音、建設騒音、自動車騒音などすべての騒音が、測定地点において、環境基本法に基づく、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持させられることが望ましいとされる基準を満たしているかどうかを示すもの。

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	—	別途策定する 計画の数値	環境保全率先実行計画
防犯灯LED化率	58.3% (3,270基/5,607基)	93.1%	防犯灯のうち、LED化が完了している割合
環境にやさしい事業所登録件数 (累計) ①エコ・リーダーまるがめ ②エコ・ハートまるがめ	①47件 ②118件 (2015年度)	①53件 ②124件	それぞれの登録事業者の 年度末時点での累計登録 件数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・身近な水辺や里山などの自然環境を大切にしましょう。
- ・環境美化・保全活動や環境学習に積極的に参加し、自然や環境を保全する正しい知識を身につけましょう。
- ・ごみのポイ捨ての自粛、ペットのふんの適切な処理など公共的マナーを守りましょう。
- ・事業者は、公害関係法令を遵守して事業活動を行いましょう。
- ・自動車のアイドリングストップの実践や公共交通機関・自転車の積極的利用、節電など省エネルギーと自然環境に配慮した日常生活や事業活動に努めましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・環境基本計画
- ・環境保全率先実行計画

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 都市化の進展や生活様式の変化によって、ごみの質や種類、市民の要望も多様化し、ごみの減量化・資源化は行政の努力だけにとどまらず、市民、事業者との協働により進めていくことが重要となっています。
- ごみの分別や減量化への市民啓発活動の強化を図るとともに、限りある資源を有効利用するために、可能な限り資源を回収し、資源ごみの収集率、リサイクル率の向上を図ることが求められています。

目指す姿

- ごみの分別排出を徹底することや市民及び事業者への積極的な協力を促し、自主的なリサイクル活動を推進するなど循環型社会の形成を目指します。

(2) 施策の展開

①ごみ減量化やリサイクルの推進

- ▶広報紙やホームページなどによる周知の他、出前講座等にも積極的に対応し、ごみ問題に対する意識の高揚、リサイクル活動推進に努めます。
- ▶廃棄物処理の優先順位を踏まえ、ごみを出さない（リデュース）、ごみになるものは買わない（リフューズ）、再使用する（リユース）、再生利用する（リサイクル）、4Rの取組を推進します。
- ▶スマートフォン対応のごみ分別アプリの充実により、利便性の向上を図ります。
- ▶資源ごみの民間回収の実態調査や影響の分析とともに、事業系ごみの排出抑制に向けた協力依頼など、民間と協調した取組を進めます。

②効率的かつ適正なごみ収集・運搬体制の確立

- ▶ごみの排出動向や関連法に対応した分別収集体制を確立し、広報活動などを通じて分別排出の徹底に努めます。
- ▶ごみ収集・処理方法を見直し、より効率的にごみ減量化やリサイクルを推進できる体制を確立します。

③不法投棄の防止

- ▶ごみの適正処理について市民や事業者等に啓発を行うとともに、警察等の関係機関や市民と連携して、不法投棄の監視体制を強化します。

④し尿処理体制の充実

- ▶公共下水道等への移行など、処理量の減少が見込まれる中で、収集量の変動に応じて収集・運搬方式を見直し、し尿処理体制の充実を図ります。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「ゴミやし尿の収集処理に関する取組」に対する市民満足度	78.5% (2015年度)	▲ (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
「ゴミの減量化やリサイクルに関する取組」に対する市民満足度	74.9% (2015年度)	▲ (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
1人1日当たりのごみ排出量※	902g/人・日	800g/人・日 (2020年度)	クリントピア丸亀に搬入されたごみの総量から算出した数値
資源ごみ収集率	17.5%	22.0% (2020年度)	ごみの総収集量※のうち資源ごみ収集量の占める割合
リサイクル率	13.5%	18.2% (2020年度)	ごみの総排出量※のうちリサイクルした量の占める割合

(4) 市民と共にまちづくり

- ・ごみを適正に分別し、ごみの減量化とリサイクルに努めましょう。
- ・資源ごみの回収など、地域の活動に進んで参加しましょう。
- ・修理できるものは捨てずに修理してつかいましょう。
- ・事業者は、廃棄物の排出の抑制と資源化の促進に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・一般廃棄物処理基本計画

※ごみの総排出量：市又は市指定許可業者が収集したごみの総量に、事業所や家庭などから、直接搬入されたごみの総量を加えたものこと

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 市民に憩いや安らぎをもたらし、個性あるまちづくりを進める上で、緑のある環境づくりは重要な要素となります。
- 市民が気軽に集える公園・緑地づくりを進める上では、地域住民と協力した公園づくりや公園運営が必要です。
- 緑化活動を推進する上で、市民や団体が情報交換できる仕組みを強化することや緑に関する教育を充実させることが必要です。

目指す姿

- 市の特徴を活かして、豊かな緑を保全し、気軽に集まれる公園・緑地づくりや緑化活動を市民とともに推進することで憩いや安らぎに満ちた緑のまちづくりを目指します。

(2) 施策の展開

①「緑」の保全・育成

- ▶公共性の高い場所の緑化を推進するとともに、市民やNPO法人、事業者などが積極的に緑化推進を行えるよう支援します。

②市民が集える公園・緑地づくり

- ▶「緑の基本計画」に基づき、防災・防犯機能やユニバーサルデザイン※を考慮するなど安全安心を確保した公園緑地の整備を進めるとともに、計画的な維持管理によって公園施設の長寿命化を図ります。
- ▶地域住民と協力して公園・緑地・街路樹などの適切な維持管理を行います。
- ▶子どもたちがいつでものびのびと遊べるような、地域における身近な公園の適切な維持管理や整備充実に努めます。【重点プロジェクト13（132P）】

※ユニバーサルデザイン：文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずにあらゆる人が利用することができる施設、製品、情報の設計のこと。

③ 緑に関わる人づくり

- ▶緑化活動を行っている市民や団体などが、お互いに情報交換を行い、有機的につながる事ができるネットワークづくりを推進します。
- ▶緑に関する教育を充実させることで、市民の緑に対する関心や意識を醸成するとともに、高い知識や技術を持つ人材の育成に努めます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「公園・緑地の充実・維持管理に関する取組」に対する市民満足度	60.8% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
緑化推進事業の参加人数	1,500人	2,000人	1年間に市が主催、共催、協賛する緑化推進事業の参加人数
公園ボランティア団体数	16団体	21団体	ボランティアで公園や緑地の清掃などを行う団体の数
市民1人あたりの公園面積	36.1 m ²	38.0 m ²	都市公園の総面積 / 人口

(4) 市民と共にまちづくり

- ・緑の大切さを理解し、進んで緑化推進活動に参加しましょう。
- ・身近な緑に親しみをもちましょう。
- ・公園に親しみ活用するとともに、地域の公園は地域で管理するように努めましょう。
- ・事業者は、会社の敷地などの緑化に努めましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・緑の基本計画

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 暮らしやすい都市空間を形成していくためには、人口減少や少子高齢化の進行を見据え、地域特性に応じた計画的な土地利用の推進が必要となっています。
- 市民のまちに対する愛着や誇りを醸成するひとつの要素として、丸亀市の特色を活かした美しい景観づくりを推進した都市景観の形成が必要です。
- 市民の暮らしを充実させるために、魅力的な住宅政策の推進をはじめとして、人口減少により増加すると予測されている空家対策を強化する必要があります。

目指す姿

- 地域特性に応じた土地利用を推進し、良好な住環境や美し景観等が整備されているまちを目指します。

(2) 施策の展開

①適正な土地利用の推進

- ▶「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」に基づき、コンパクトプラスネットワークのまちづくりを進めます。
- ▶土地利用関連計画や関連法、条例などに則った土地利用を促進することにより、無秩序な開発行為や土地利用の未然防止に努めます。

②街なかの再生

- ▶民間主導型の公民連携であるリノベーションまちづくりを推進することにより、遊休不動産を活用した都市課題の解決を実現するとともに、まちづくりに対する意識の転換を促し、まちを素敵に変えていきます。【重点プロジェクト14 (132P)】
- ▶御供所地区における重点密集市街地について、国が住生活基本計画で定めた目標である2020年度までの解消に向けた取組を進めます。【重点プロジェクト15 (132P)】
- ▶大手町地区4街区については、将来にわたる本市の拠点地域として、まちの発展、新たな魅力向上につなげるため、国の都市再生整備計画事業を活用するなど、エリアの再編を図ります。【重点プロジェクト16 (132P)】

③美しい都市景観づくり

- ▶丸亀市の特色を生かした個性的で美しい景観づくりに向け、市民や事業者の理解・協力を得ながら、「景観計画」に基づく都市景観の形成に努めます。

④良質な住宅政策の推進

- ▶市民が安心して暮らせる快適な居住環境の形成に向け、民間による良質な住宅開発や民有地などの適正管理を促します。
- ▶市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な予防保全と良好なストック※の維持形成を図ります。

⑤空家対策の強化

- ▶空家は今後も増加することが予想され、防災、防犯、環境、景観に悪影響を及ぼすことから、相談会の充実など、空家等対策計画に基づく施策を展開し、空家問題の解決を図ります。
- ▶老朽危険空家の除却を進め、安心して快適に暮らせる生活環境の形成を目指します。
【重点プロジェクト 17 (132P)】

⑥地籍調査の推進

- ▶地籍調査事業は、境界をめぐるトラブルの未然防止や災害発生時の復旧活動の迅速化、公共物管理の適正化、土地の有効活用などにおいて、その効果が期待されることから、市内全域の土地を対象として計画的に調査を進めます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「無秩序な都市の拡大防止と良好な市街地の整備」に対する市民満足度	45.6% (2015年度)	▲ (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
「景観に配慮したまちづくりに関する取組」に対する市民満足度	63.3% (2015年度)	▲ (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
立地適正化計画の居住誘導区域内の人口密度	44人/ha	43人/ha	
リノベーションまちづくり担い手組織によるプロジェクトの実施件数	0件	3件	リノベーションまちづくり担い手組織によるプロジェクトの実施件数

※ストック：ある時点での資産の量のこと

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
老朽危険空き家の除却件数(累計)	26件	177件	老朽危険空き家除去支援事業による除却件数(2015年度からの累計)
地籍調査の進捗率	50.7%	58.0%	市総面積のうち地籍調査済面積の占める割合

(4) 市民と共にまちづくり

- ・ 良好な住環境の維持形成に努めましょう。
- ・ 住んでいる地域を歩き、地域に親しみをもちましょう。
- ・ 事業者は、地域特性に配慮し、適正な土地利用と良好な景観形成に努めましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・ 都市計画マスタープラン
- ・ 立地適正化計画
- ・ 景観計画
- ・ 空家等対策計画

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 高齢化が進展していくなかで、市民の日常生活を支える移動手段として公共交通は重要な役割があり、市民、事業者、行政が一体となって活性化に取り組む必要があります。
- 鉄道、路線バス、船などの路線とダイヤの適正化に合わせて、コミュニティバスの効率的な運行と利用環境の向上が求められています。
- 本市は、島しょ部を有していることから離島航路存続に向けた取組など、島しょ部における生活環境の維持・向上が必要となっています。

目指す姿

- 市内の公共施設、商業用施設等への移動手段の確保と利便性向上に向けて、関係機関と連携しながら、公共交通が充実したまちを目指します。
- 島民の生活環境の向上と、島への交流人口を促進し、離島地域の活性化を図ります。

(2) 施策の展開

①地域公共交通ネットワークの深化

- ▶本格的な人口減少時代において、まちづくりなど関連施策と連携した地域公共交通ネットワークを再構築し、地域社会の活力の維持、向上を図ります。

②コミュニティバスの運行

- ▶鉄道、路線バス、船などと連携の取れた路線やダイヤの最適化に取り組みます。
- ▶高齢社会を迎えるなかで、コミュニティバスの効率的な運行と利用環境の一層の向上、利用推進のための情報提供を図り、市民生活に身近で不可欠な交通手段としてコミュニティバスの利用を促進します。【重点プロジェクト18（132P）】

③ 離島航路の維持と島の活性化

- ▶ 離島の振興と島民の日常生活の足を守るため、離島航路存続のための取組を継続します。
- ▶ 島しょ部における超高速ブロードバンドや公衆無線LANサービス等の整備と合わせて島の魅力を発信することで、島民の生活環境の向上と、島への交流人口や移住の促進を図ります。【重点プロジェクト19(133P)】

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「鉄道・バスなど公共交通の整備」に対する市民満足度	39.5% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
「離島航路や島内交通の整備などに関する取組」に対する市民満足度	58.0% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
コミュニティバスの乗車人数	261,694人	263,000人	1年間にコミュニティバスに乗車する人数
島しょ部への移住者数(累計)	—	10人	島しょ部へ移住した人数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・バス・鉄道などの公共交通機関を積極的に利用しましょう。

(5) 関連する個別計画

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 道路は市民生活の利便性向上を図るうえで重要な役割を担うとともに、都市の発展に欠かせない重要な都市基盤です。
- 生活の利便性と安全性を確保するため、生活道路の維持管理などを行い、安全で快適な道路空間を保つことが重要です。
- 広域的な幹線道路の整備には、定住自立圏域自治体間での連絡、連携が必要です。

目指す姿

- 安全で快適な道路空間の形成を目標に、道路ネットワークの充実を図るとともに、適正な維持管理を行います。

(2) 施策の展開

① 幹線道路の整備

- ▶「市道原田金倉線」や「市道西土器南北線」などの重要路線を優先的に整備していくほか、国・県道の未改良区間の早期整備、交差点や歩道の整備を要望し、交通の利便性を確保します。【重点プロジェクト 20 (133P)】
- ▶定住自立圏域内での連携した道路整備を進めることで、周辺市町との道路交通の利便性の向上を図ります。

② 生活道路の整備

- ▶生活の利便性と安全性を確保するため、道路舗装単独修繕計画などに基づいた生活道路の適切な維持管理と計画的な整備に取り組みます。【重点プロジェクト 21 (133P)】
- ▶橋梁の安全性を確保するため、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理に取り組みます。【重点プロジェクト 22 (133P)】
- ▶国土交通省が実施する一級河川土器川の河川改修に合わせて、市道南三浦上分線などの改良を行い、通行の安全性を向上させます。

③安全・快適な道路空間の形成

- ▶歩行者や交通弱者などに配慮した道路の整備や、危険箇所の改善、通学路の安全対策を行うことで、道路空間の安全性と快適性の確保に取り組みます。
- ▶災害など緊急時にも通行できるよう、安全性の高い道づくりを進めます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「市内をつなぐ一般道路の整備」に対する市民満足度	61.2% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
「幹線道路の整備」に対する市民満足度	72.5% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
市道の整備延長	47.5km	48.8km	幅員2m以上の歩道を設置している市道の延長
市道の舗装補修・改良延長	33 km	98 km	道路舗装単独修繕計画に基づく舗装補修・改良延長(舗装幅4mで換算)

(4) 市民と共にまちづくり

- ・清掃活動や緑化などの道路環境美化活動に参加しましょう。
- ・道路の整備や維持管理に協力しましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・道路舗装単独修繕計画
- ・橋りょう長寿命化修繕計画

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るうえで、生活排水処理施設は大きな役割を果たします。
- 下水道事業には多額の費用が必要となることから、事業の経営改善に向けて、効率的な管理体制の構築や事業経営に努める必要があります。

目指す姿

- 生活排水処理施設の整備や水洗化を促進するとともに、計画的で効率的な管理体制の構築と事業経営を推進します。

(2) 施策の展開

①生活排水処理施設の整備

- ▶生活排水処理施設の適正な整備に努め、公共用水域の水質保全を図り、快適な住環境を創出します。
- ▶生活排水による河川等汚濁防止のため、合併処理浄化槽への切り替えなど、単独処理浄化槽の設置者に対する啓発を強化します。

②水洗化の促進

- ▶供用開始区域内において、促進強化月間を設けるなど水洗化促進に努めるとともに、新しく供用開始された区域内においては、戸別訪問などによる水洗化の指導を行います。

③下水道事業の健全運営

- ▶水洗化率の向上や、施設の管理体制の充実を図るとともに、公営企業会計の移行に合わせて、経費の節減、下水道使用料などの適正化を検討し、下水道事業の健全運営に努めます。

④浸水防止対策の推進

- ▶浸水防止対策が必要な場所において調査などを行い、雨水幹線水路等を活用した対処方法を検証し、対策を図ります。

⑤ 下水道施設の耐震化・長寿命化の推進

- ▶ 下水道の全施設を対象にした「ストックマネジメント計画」を策定し、老朽化したポンプ場設備や管きよの更新を計画的に実施することで、下水道施設の延命化を図ります。
- ▶ 耐震性能を備えた新浄化センターの整備により、地震などの災害に強い、下水処理施設の機能維持を図ります。【重点プロジェクト 23 (133P)】

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「生活排水・産業排水などの処理に関する取組」に対する市民満足度	67.2% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
下水道(公共下水道・農業集落排水)普及率	46.2%	48.5%	市内で下水道の使用が可能な環境にある人口割合
水洗化率			整備済区域内で下水道・農業集落排水に接続している人口割合
①公共下水道	①93.5%	①94.7%	
②農業集落排水	②88.1%	②89.0%	
合併処理浄化槽の設置補助基数	6,843基	8,400基	補助開始時からの補助を受けて設置した合併処理浄化槽の累計設置基数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・ 下水道へ異物を流さないなど、正しく利用しましょう。
- ・ 浄化槽の適切な維持管理を行いましょ。

(5) 関連する個別計画

- ・ 公共下水道事業計画
- ・ 流域関連特定環境保全公共下水道事業計画
- ・ 流域関連公共下水道事業計画
- ・ 中讃・西讃地域循環型社会形成推進地域計画

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 自然災害から市民の生命と財産を守るため、総合的な防災対策や公共施設等における防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進していくことが必要です。
- 公共施設における計画的な耐震化を進めるとともに、家屋の倒壊による被害を未然に防止するため、耐震診断・改修への支援を行う必要があります。

目指す姿

- 民間住宅の耐震化や公共施設等の防災機能を強化し、災害に強い都市基盤の整備を推進します。

(2) 施策の展開

① まちの防災機能の向上

- ▶災害対応の拠点としての機能を備えた新庁舎の整備に取り組むとともに、公共施設が災害時に機能を喪失することのないよう、計画的に耐震化を図ります。【重点プロジェクト 25 (134P)】

② 民間住宅などの耐震化

- ▶「耐震改修促進計画」に基づき、民間住宅の耐震化に対する助成を行うことで、市民の安全確保を促進します。
- ▶耐震化が遅れている民間所有のビルや集客施設に対する対策を推進します。

③ 港湾・漁港の整備

- ▶島しょ部における市管理の港湾・漁港をはじめ、高潮・津波などの災害が想定される沿岸部について、県など他の関係機関と連携・調整を図りつつ、一体的な高潮対策を進めます。

④ 河川・排水路などの整備

- ▶大雨時の浸水被害を防ぐため、西汐入川周辺など被害の多い箇所では浸水対策を行います。また、現在、整備が進められている土器川や大東川の河川改修の早期完成を図るため、国、県に対し必要な要望を行います。【重点プロジェクト 26 (134P)】

⑤急傾斜地の崩壊防止対策

▶土砂災害を防止するため、関係機関と連携し、急傾斜地の崩壊防止対策を行います。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
災害時の防災拠点となる公共施設の耐震化率	92.1%	95.0%	避難所など災害時に重要となる公共施設の耐震化率
民間住宅耐震対策にかかる支援件数 ①耐震診断 ②耐震改修工事	①181件 ②75件	①280件 ②180件	支援事業開始(平成23年度)時からの累計補助申請件数
民間所有ビルや集客施設の耐震化件数	0件	5件	
鋼製防潮扉(陸こう)の整備箇所数	86箇所	96箇所	整備された鋼製防潮扉(陸こう)の箇所数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・住宅・事業所の耐震化や家具などの転倒防止策を講じましょう。
- ・自宅の耐震度を把握しましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・耐震改修促進計画

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 近年、各地で相次いでいる大規模災害の発生を受け、防災に対する市民の関心は高まりをみせています。
- 災害から市民の生命と財産を守るためには、市民一人ひとりの防災に対する意識を高め、地域の防災力を強化していくことが必要です。
- 災害による被害を最小限に抑えるため、日頃から自主防災組織等による防災訓練の実施など「自助」「共助」の意識の向上が求められています。
- 災害等発生時の対応として、防災等に関するマニュアルの整備に取り組む必要があります。

目指す姿

- 市民の防災意識の高揚を図り、自主的な防災活動が積極的に実施されるよう体制整備に努めます。

(2) 施策の展開

① 多様な主体が実施する防災活動の促進

- ▶自主防災組織に対しては、災害時の活動だけでなく、防災知識の普及や防災訓練の実施などの平常時の活動も積極的に行えるよう支援の充実に努めます。【重点プロジェクト 27 (134P)】
- ▶自主防災組織をはじめ、市民が主体的に実施する防災訓練を支援するとともに、各種団体が希望する出前講座（防災学習会）などを通じ、市民の防災意識の高揚を図ります。

②危機管理体制の強化

- ▶国や県の動向に基づき、「地域防災計画」の継続的な見直しを図ります。
- ▶津波浸水想定区域や危険区域、避難場所・避難路などを周知徹底するため、自助・共助に有効となる防災情報の積極的な発信・周知に努めます。
- ▶防災資機材や食糧・飲料水・生活必需品などの備蓄品の充実を図ります。
- ▶災害対策基本法に基づき、高齢者、障がい者など避難行動要支援者についての情報を適切に管理し、災害弱者の支援体制を強化します。
- ▶「国民保護計画」に基づく市民の安全確保など、武力攻撃事態等への対応体制の確立に向けても取り組めます。
- ▶自主防災組織の体制を強化するため、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルと地区防災計画の策定を支援します。【重点プロジェクト 27 (134P)】

③市組織の災害対処能力の強化

- ▶大規模災害の発生時にあっても、業務の継続性を確保するため、「業務継続計画（BCP※）」に必要な見直しを加えます。
- ▶自衛隊や警察などの関係機関と連携して、初動対応や住民対応など、市が果たすべき役割を意識した実践的な訓練を実施し、市組織の危機管理能力の向上に努めます。
- ▶緊急速報メール・防災行政無線・マスメディアなど多様な手段を活用し、情報伝達手段を複線化することで、市民に確実な情報伝達を図ります。

④広域的な相互応援体制の強化

- ▶大災害で想定される被害に備え、迅速に対応できるように、災害時に自治体間で相互に応援し合える体制を構築します。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「消防や緊急体制の整備、自然災害への備えに関する取組」に対する市民満足度	70.4% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
地域の自主防災訓練の参加人数	3,700人	4,500人	1年間に地域の自主防災訓練に参加した人数
「地区防災計画」策定済の地区数	0地区	10地区	
防災士の資格取得助成数	38名	70名	

※業務継続計画（BCP）：（英:Business Continuity Plan）災害や情報システムのトラブルに対し、事業を形成する業務プロセスや資産を的確に守るための計画のこと

(4) 市民と共にまちづくり

- ・ 災害時における危険箇所や避難場所の確認、物資の備蓄、対処方法などの正しい知識の習得に努めましょう。
- ・ 地域で行われる防災訓練などに積極的に参加しましょう。
- ・ 地域で助け合いの協力ができるよう顔見知りを増やしましょう。
- ・ 事業者は、災害時の応援に協力しましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・ 地域防災計画
- ・ 国民保護計画
- ・ 水防計画
- ・ 業務継続計画

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 安全・安心に暮らすことができるまちを目指すには、突然の事故等が発生した時に迅速かつ適切に対応できる体制が求められています。
- 事故・火災発生を未然に防ぐためにも、普段の生活から火災予防等に関連した情報周知や住宅用火災警報器の設置を促進することなどが求められています。
- 救急体制の強化に向けては、応急手当等の普及啓発及び救急車の適正利用の推進、救急救命士の確保・養成等が必要となっています。

目指す姿

- 消防・救急体制を強化し、災害時も含めて安心できるまちとなるよう、広域的な連携や地域における担い手の確保・養成に取り組みます。

(2) 施策の展開

①総合消防力の向上

- ▶消防屯所の整備や消防車両の配備を進めることで、大規模火災などの発生に備えた総合的な消防力の向上に努めます。
- ▶近隣市町との連携・協力により、広域的な消防体制の強化を図ります。
- ▶地域消防の担い手である消防団員の確保に努め、消防団施設や車両、装備などの充実により、消防団活動の促進を図ります。

②火災の予防

- ▶大切な生命と財産を守るため、住宅用火災警報器の設置率の向上に努めるとともに、火災の恐ろしさなどを広く市民に周知啓発し、防火意識の高揚に努めます。

③救急体制の充実

- ▶救急救命士の確保・養成や救急装備の整備などの救急体制の充実を図ることで、救急救命率の向上に努めます。
- ▶医療機関等の関係機関との協力体制の強化を図ります。

④ 応急手当の普及

- ▶多様化・拡大化する救急需要に対応するため、救急車の適正利用の啓発強化を図るとともに、救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるよう、講習会等を通じて応急手当の普及・啓発に努めます。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「消防や緊急体制の整備、自然災害への備えに関する取組」に対する市民満足度	70.4% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による (再掲) 基本施策 11 危機管理体制の強化
住宅用火災警報器の設置率	67.3%	90.0%	アンケートで住宅用火災警報器を設置済と回答した人の割合
耐震性防火水槽の設置基数	58基	61基	設置された耐震性防火水槽の数
救急救命士の資格を有する消防職員数	46人	48人	市消防本部に所属する救急救命士の数
応急手当普及講習の受講者数	25,952人	38,500人	応急手当普及講習を受講した累計人数
消防団員数	613人	698人	市内消防団の団員数

(4) 市民と共にまちづくり

- ・火災から命を守るために住宅用火災警報器を設置しましょう。
- ・救急車は正しく利用しましょう。
- ・事故現場などで自ら応急手当ができるよう、応急手当講習などに進んで参加しましょう。
- ・事業者は、火災の未然防止やAED※の設置などに努めましょう。

(5) 関連する個別計画

※AED：自動体外式除細動器（英:Automated External Defibrillator）は、心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電氣的なショック（除細動）を与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器のこと

(1) 施策の方向性

現状・課題

- 高齢ドライバーによる事故や、モラルの低下から交通ルールが守られずに大規模な事故に発展するケースが増えている中で、市民一人ひとりが交通ルールを守るとともに正しい交通マナーを実践することが必要です。
- 全国的に凶悪な犯罪や、子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪、特殊詐欺等の被害が深刻化しており、安全安心な暮らしを実現する上でも大きな問題となっています。

目指す姿

- 交通安全運動などの啓発活動を通して、交通ルールの遵守、交通マナーの実践など交通安全の意識を高めることに努めます。
- 犯罪のない安全安心な暮らしを確保するため、防犯意識の普及に努め、警察やコミュニティとも協力しながら、地域のことは自分たちで守る意識の高揚、体制づくりに努めます。

(2) 施策の展開

①交通安全対策の推進

- ▶警察など関係機関と連携して、年齢層に応じた交通安全教育の推進や交通安全運動の展開により、交通ルールの遵守と交通マナーの実践の普及・浸透を図り、総合的な交通事故の防止対策に取り組みます。
- ▶交差点や見通しの悪い箇所については、道路反射鏡の設置、路面標示、自発光道路鈺の設置による注意喚起を行います。
- ▶社会問題となっている高齢者の運転誤動作による事故への対策として、運転免許証返納者への優遇制度の周知等を図り、高齢者の運転免許証返納を促進します。【重点プロジェクト外 24 (133P)】

②防犯対策の推進

- ▶警察や丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会など関係機関・団体と協力して、地域安全活動を促進します。
- ▶地域ぐるみの自主的な防犯活動を支援し、地域力による被害の未然防止・拡大防止に努めます。
- ▶防犯に関する広報活動や情報提供などを推進し、自らが身の回りの安全を守れるよう、市民の防犯意識の高揚を図ります。
- ▶市民の安心な生活の確保と犯罪防止のため、必要な箇所に防犯灯の設置を進めます。

③消費者保護対策の推進

- ▶「消費生活サポーター制度※」の活用や関係機関・団体との連携のもと、トラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、消費者教育の推進や消費者生活情報の提供を積極的に行います。

(3) 成果指標

達成度を測るための指標	基準値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2021年度	指標の説明
「交通安全や防犯対策に関する取組」に対する市民満足度	56.1% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
「消費者被害の保護に関する取組」に対する市民満足度	56.4% (2015年度)	 (2020年度)	総合計画策定に係る市民アンケート結果による
市内の交通事故発生件数	862件	850件	1年間に市内で発生した交通事故の件数
高齢者運転免許自主返納者数 (累計)	—	1,200人	運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者数

※消費生活サポーター制度：消費者被害の未然防止・拡大防止・早期発見を図るために、消費者行政に関する施策などを周知や情報収集に協力してもらえる市民を募る、市の登録制度のこと

(4) 市民と共にまちづくり

- ・ 交通ルールや交通マナーを守り、交通安全に努めましょう。
- ・ 日常生活において、外出時の施錠、子どもに対する防犯教育など自身や家族の安全を心がけるとともに、地域防犯活動や防犯パトロールには進んで協力しましょう。
- ・ 常に消費生活情報などに注意し、確かな知識や判断力を養うように努めましょう。
- ・ 事業者は、適正な表示や取引を行い、責任ある商品やサービスを提供しましょう。

(5) 関連する個別計画

- ・ 交通安全計画